



## 保 護 司 信 条

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 一 明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。
- 一 常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

平成6年5月26日

全国保護司連盟社員総会において制定